

会 議 録

| | |
|--------------|---|
| 会議名称 | 令和元年度 目黒区特別職報酬等審議会（第1回） |
| 日 時 | 令和元年10月31日（木）午後1時～午後1時40分 |
| 会 場 | 目黒区総合庁舎4階 特別会議室 |
| 出席者 | （委員）青木委員、追川委員、奥山委員、荘島委員、原委員、 松崎委員、吉岡委員 （区側）区長、副区長、総務部長、総務課長、人事課長 事務局 |
| 傍聴者 | 2名 |
| 配布資料 | 目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第、委員名簿、諮問文（写） 目黒区特別職報酬等審議会資料 1～3 |
| 会議次第 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区長あいさつ ・ 委員の紹介 ・ 区側出席職員の紹介 ・ 審議会の進め方について ・ 会長互選 <p>○審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長職務代理者の指定 3 会長職務代理者あいさつ 4 諮問 <p>..... 区長・副区長退席</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 傍聴・資料等の取扱い説明 （傍聴者入室） 6 資料の内容説明 7 審議（質疑応答） 8 今後の進め方 9 閉会 |
| 内容及び 主な発言 | <p>○ 会長互選により、目黒区法曹会の吉岡委員が選ばれ、あいさつした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長が開会を宣言した。 2 会長が職務代理者に目黒区町会連合会の追川幸之助委員を指名した。 |

3 会長職務代理者があいさつした。

4 区長から諮問を受けた。

..... 区長・副区長退席

5 傍聴・資料等について、次のように取り扱うこととした。

- ・ 審議会は原則公開とし、審議会進行に支障がない限り傍聴を承認すること。
- ・ 傍聴者に会議資料を配布すること。
- ・ 会議録は要点筆記とし、ホームページで公開すること。

6 事務局から、配布資料について内容説明を行い、以下の点について意見等を伺いたい旨の説明があった。

- ・ 区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について

7 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言）

- ・ 会長

ただ今、諮問を受けたが、審議会の審議内容とそのポイント、今後のスケジュールなどについて確認したい。

→ 諮問については、当審議会の会長宛てに区長から諮問させていただいたもので、区議会議員の議員報酬、区長等の給料額等の改定について、その是非を含めて審議会としてのお考えをいただきたいというものである。

次に、今回の諮問に至った経過についてであるが、公正中立な第三者機関の立場にある特別区人事委員会から今月の21日に、民間企業の給与状況や社会経済情勢などを総合的に見た上で、公務員の給与をどうすべきかという一般職員の給与等に関する勧告が行われた。

その概要としては資料1のとおり、「公民比較結果に基づき、月例給は公民格差を解消するため引き下げ、特別給は年間の支給月数を引き上げ」となっている。月例給では公務員の方が民間企業より2,235円、率にして0.58%上回っているという状況を解消するため、引き下げの改定をすべきであるとしている。特別給については、民間企業の方が0.15月上回っている状況から、現行の年間4.5月から4.65月に0.15月引き上げるべきであるとしているものである。

区長等の給与は、もともと一般職員の給与をベースに決められてきた経過があるため、一般職員の給与改定の動きに合わせて、皆様に諮り、その上で対応を判断する形を採っている。

なお、昨年は特別区人事委員会の勧告に対して、一般職の改定が見送られたため、一般職員の給与との均衡の観点から、区長等特別職の報酬等の改定は行わないこととし、平成30年度目黒区特別職報酬等審議会の開催を見送ることとした。

資料2は特別職の報酬等の23区比較表であり、いずれも低い順位に位置している。

また、財政の見通しとしては、たばこ税の減少や国による不合理な税制改正による収収マイナス影響という歳入面での課題に加えて、社会保障経費の増等の歳出面での課題を抱えており、財政調整基金を取り崩さざるを得ないという、厳しい状況である。

- ・ 会長
何か質問はあるか。（委員から「なし」の声）

- ・ 会長
各委員においては、資料をよく読み込んでいただき次回に臨み、お考えを聞かせてほしい。

8 会長から、今後の進め方について説明があった。

※ 次回は11月8日（金）午後3時から行うこと、内容は本日の審議の続きと、答申案の検討を行うこととし、了承された。

3回目は11月18日（月）午後3時から行うこととし、了承された。

9 会長が閉会を宣言した。